

「岐阜県中小企業・小規模企業振興条例(案)」に対するご意見の内容とご意見に対する考え方

※いただいたご意見を集約し、その要旨を掲載しています。また、今後の施策の参考となるよう、県担当部局にご意見を情報提供させていただきます。

- ・意見者数:7名
- ・意見件数:28件

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
1	前文 第1条 第13条	<p>①前文の14～18行目、②第1条の1～4行目、③第13条の1～5行目は同じような内容であり、また前文に最近の情勢を記載する必要はないのではないか。よって3か所すべて削除してはどうか。</p> <p>前文については、岐阜県の特徴が抑えられるとともに、最近の政策動向(女性活躍促進、ワークライフバランス、TPP等)が記載されるなど、他の条例の前文よりも具体性があるように感じます。ただし、これらの政策的課題を中小企業・小規模事業者の力を高めることで克服し、豊かな岐阜県を目指すという大筋は理解できますが、これらの政策的課題を克服すること「のみ」が中小企業・小規模事業者に期待される役割ではないとも思います。もう少し「鷹揚な」書き方でも良いと思いますし、例えば、「人が生き、働き、暮らし続けられる岐阜県をつくりあげるために」など、もっと本源的な認識が盛り込まれるとより面白く、また11条、12条の内容が一層生きてくるのではないかと思います。</p>	<p>・本条例は、近年の経済政策によって景気が上向中、依然として厳しい状況にある小規模企業を含む中小企業の振興に関する施策を推進し、地域経済の健全な発展や県民生活の向上に寄与する目的で制定しようとするものです。よって、条例の中にて、喫緊の政策課題を明らかにし、その課題を反映した実効性のある施策の展開を図ろうとしております。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
2	前文 第13条	<p>前文及び第13条「環太平洋パートナーシップ協定(以下:「TPP協定」)を契機とする積極的な海外展開」を推進することに言及されている点について若干の意見を申し述べます。私たちの事業規模は零細であり、海外進出を視野に入れた事業展開を行うことは非常に困難です。私たちが平成27年1月～3月にかけて構成員を対象にしたアンケート調査で、「今後の経営で必要だと思うこと」という設問に対し、「海外進出」と回答した者の割合が1.0%しかいなかったことから、零細な事業者にとっては、海外進出は経営を伸ばすための選択肢とはなりえません。また、大手の製造業を中心とした、過度の海外進出が国内産業を空洞化させていることは明らかです。本県でも過去の一時期、繊維関連業者が生産拠点を海外に移転したことがありましたが、それと機を一にして、岐阜市を中心として繊維関連産業に携わっていた零細事業者の受注が激減し、その多くが廃業をせざるを得なかったという事実を忘れてはならないと思います。また、「TPP協定」が発効することにより、輸出産業に一定の恩恵があることも予想されますが、一方で、海外の製品が今まで以上に国内に輸入されることになることにも目を向ける必要があると考えます。また「TPP協定」の範囲は広く、その影響は工業生産だけでなく、農産物・金融・保険などあらゆる分野に現れ、プラスの面だけでなく、マイナス面もあることが言われています。</p> <p>「条例」が前文で指摘するように、本県は「古くからのづくりが盛んであり、製造業はその中心」ではありますが、同時に農業生産が盛んであることも忘れてはならないと考えます。中山間地をかかえる本県で、農業生産が打撃を受けるような事態になれば、その地域は立ち行かなくなる可能性も考えられます。そのことは農業分野で考えるべきこととはいえ、地域に根差して営業し、地域社会の一員として生活をしている私たちの立場からは、「TPP協定」を手放しで評価し、推進すべきと考えることは困難です。安易に海外進出を推進するより、地域循環型経済システムの構築に力を注ぐべきと考えます。</p>	<p>・本条例は、近年の経済政策によって景気が上向中、依然として厳しい状況にある小規模企業を含む中小企業の振興に関する施策を推進し、地域経済の健全な発展や県民生活の向上に寄与する目的で制定しようとするものです。よって、条例の中にて、喫緊の政策課題を明らかにし、その課題を反映した実効性のある施策の展開を図ろうとしております。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
3	前文	<p>前文16行目、「環太平洋パートナーシップ協定を契機とする」という記述は、所謂TPP協定の交渉の全容はほとんどが未公開、政府が死守するとまで言い切った重要5品目にいたっては国会決議に違反している交渉の内容が明らかになってきました。「積極的な海外展開など創造的な事業活動」は否定しませんが、TPPをめぐる評価が問題視されている現在、この部分「環太平洋パートナーシップ協定を契機とする」は、削除すべきです。</p>	<p>・本条例は、近年の経済政策によって景気が上向中、依然として厳しい状況にある小規模企業を含む中小企業の振興に関する施策を推進し、地域経済の健全な発展や県民生活の向上に寄与する目的で制定しようとするものです。よって、条例の中にて、喫緊の政策課題を明らかにし、その課題を反映した実効性のある施策の展開を図ろうとしております。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
4	前文	<p>今回の条例は岐阜県で初めて制定される中小企業・小規模事業の振興条例であり、岐阜県の事業者のほとんどすべてを占める中小企業、そのうちのさらに9割を占める小規模企業にとって大きな支えとなるものと評価するものです。</p> <p>条例というのは単なる施策でなく、施政者の如何にかかわらず県が進める基本的な考え、スタンスの根拠となるものです。従って、今後の県の全ての中小企業・小規模事業者に関する施策はこの考えに基づいて進められるものとなり、また進められなくてはならない責務ともなります。</p> <p>この基本的な考えに立って今回示された条例案に対して、よりよくするために次の意見を申し上げます。</p> <p>①前文、目的において、県の成長戦略の考えが色濃く記されているのは、岐阜県としての戦略に沿った振興を進めていくことが伺えます。岐阜県の特徴を生かすものとして評価します。</p> <p>②ただし、その一方、一昨年国において制定された「小規模企業振興基本法」においては、経済のグローバル化による価格競争の激化や成長分野に向けた新たな事業展開などが求められる中で、人的、物的資源に乏しくそれに対応しきれない多くの小規模事業者について、日本の企業の下支えだけでなく地域の雇用や地域の文化、生活を支える重要な役割を担っていることを再評価し、成長という柱に持続という柱を加え、これを2本の柱にして今後の政策を進めていくことを明確にした。県条例においてはこのことを踏まえ、前文に県として同様の姿勢を進めていくことを明らかにされることを希望します。</p>	<p>・小規模企業が果たす重要な役割及び小規模企業の持続的な発展に向けた取組みについては、条例案中、前文の6行目から9行目にかけて、及び19行目から22行目にかけて明記しております。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
5	前文	<p>繊維、陶磁器、家具など業種が掲げられているが、1980年代非常に繁栄していた繊維業界が今日のように衰退したのは、国の政策に従い岐阜県も補助金を出して海外へ生産拠点を移動させたことにより、繊維業界の今の姿ではないか。陶磁器でもしかり、大企業が輸出の見返りとして輸入することで、安価なものが市場を我が物に走り回ること、地場産業が衰退し景気低迷が続いていると思う。</p> <p>「環太平洋パートナーシップ協定」を契機とする積極的な海外展開などと提案されていますが、このTPP協定に参加することが中小企業、小規模企業を破壊し貧困格差をさらに大きくし産業空洞化を推進することとなる。まさにTPP協定こそが地域産業を破壊させる、米国追従政策に没頭する日本政府のいいなりになることが、本当に岐阜県を守ることになるのか考えるべきである。繊維業界の過ちを繰り返してはならない。</p>	<p>・本条例は、近年の経済政策によって景気が上向中、依然として厳しい状況にある小規模企業を含む中小企業の振興に関する施策を推進し、地域経済の健全な発展や県民生活の向上に寄与する目的で制定しようとするものです。よって、条例の中にて、喫緊の政策課題を明らかにし、その課題を反映した実効性のある施策の展開を図ろうとしております。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
6	第1条	<p>一昨年国において制定された「小規模企業振興基本法」においては、経済のグローバル化による価格競争の激化や成長分野に向けた新たな事業展開などが求められる中で、人的、物的資源に乏しくそれに対応しきれない多くの小規模事業者について、日本の企業の下支えだけでなく地域の雇用や地域の文化、生活を支える重要な役割を担っていることを再評価し、成長という柱に持続という柱を加え、これを2本の柱にして今後の政策を進めていくことを明確にした。県条例においてはこのことを踏まえ県として同様の姿勢を進めていくことを明らかにされることを希望します。その趣旨で、「小規模事業者の持続的発展」というキーワードを明記していただきたい。</p>	<p>・条例案中、第1条の4行目から5行目にかけて「小規模企業の事業の持続的な発展」と記しております。  ・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
7	第1条	<p>地域経済の担い手である小規模企業をはじめとする中小企業・・・とあるが、小規模企業、中小企業の位置づけがあいまいであり、岐阜県としての具体的な支援方法、指導方法を提示すべきではないか。</p>	<p>・条例案では、中小企業、小規模企業が地域経済にとって重要な役割を果たしていることから、中小企業、小規模企業を中心に位置づけ、振興を図ることを明確にしています。そのための施策の基本方針を第13条に規定し、さらに第14条で小規模企業者への配慮を規定しています。支援方法や指導方法といった具体的な内容までを個別に条例に規定するのではなく、基本方針に沿って、様々な課題に応じた事業を実施し、振興を図ることが大切だと考えます。</p>
8	第2条 第3条 第14条	<p>名称を『『中小企業』振興条例』とせず、『『中小企業・小規模企業』振興条例』としていることは、私たち小規模事業者にも目をむけたものであると考えます。私たちの団体の構成員は、約8割が個人事業主であり、事業主を除いた従業員数が4人以下の事業者が9割を占めています。このことから明らかなように、私たちにとって、「法」第2条1項で規定されている「中小企業者」は、いわゆる「親会社」、「元請け」にあたる存在となっています。この関係はいわゆる大企業と、「法」2条1項に規定する事業者との関係に類似したものとなっており、決して対等・平等なものではありません。今回の「条例」は、第2条1号および2号でその違いを明らかにし、第3条で小規模企業者の持続的な発展を図るための取組みについて言及し、第14条で「小規模企業の重要性を踏まえた配慮」として、特段の条項を設けていることを高く評価します。</p>	<p>・いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
9	第2条	<p>7つ目として、「県民」の定義を入れてほしい。特に県外からの就労者や日本国籍を有する外国人労働者も含める点を明記してほしい。</p>	<p>・県民は、県内に在住する方々全てであり、外国人労働者の方々も対象となります。ただし、県外に在住する県内就労者を県民と定義することは困難です。  ・しかしながら、県外からの就労者の皆様のご意見を十分にお伺いし、県民の皆様とならんら区別することなく条例を運用していきたいと考えております。</p>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
10	第3条	<p>基本理念そのものが、中小企業みずから努力することが、発展する条件のような文面であるが、岐阜県としての中小企業に対する「ビジョン」が見えない。努力の足りない業者を見捨てるのではなく、岐阜県経済をどうするか考えるべきではないか。</p>	<p>・条例案では、中小企業、小規模企業が地域経済にとって重要な役割を果たしていることから、基本理念において、中小企業者、県、市町村、関係団体等それぞれが連携、協力して、中小企業、小規模企業の振興を図ることが必要である旨を明確にしています。また、中小企業者の努力のみを発展の条件としているわけではありません。そこで、条例案中、前文及び第1条において、中小企業のうち大部分を占める小規模企業については「持続的な発展」といった観点を位置づけるとともに、第3条第1号においても「小規模企業者については、持続的な発展を図るための取組が促進されること」と記しております。また、第14条においても、施策を講ずるに当たっては小規模企業者に配慮するものとしており、現在の事業を維持するためには大変な努力を必要とする小規模企業の事情に配慮した考え方を示しております。</p>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
11	第4条	<p>地方公共団体の責務について、小規模企業振興基本法第7条第2項で小規模企業の役割について地域住民の理解を深めるように努めなければならない、と明記されている。県条例案では第4条に県の責務が記されているが、小規模企業振興基本法で求める県の責務内容については明らかにされていないのでこれを明記すべきではないでしょうか。</p> <p>また、2項での取組みについて、県が市町村の予算・事業等についても指導を行うような条例とすれば、実効性があるのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業をはじめとする中小企業が果たす役割に対する認識及び理解を深めるため、条例案中、第11条において県民の協力を、第12条において教育の充実を明記しております。</li> <li>・県が条例によって、地方公共団体として対等の関係である市町村に対し、一定の行政目的を実現するため具体的かつ個別的に関わる行為について規定することは、市町村の自主性・自律性を阻害する恐れがあります。その趣旨から、市町村の予算や事業等について指導を行うよう記すことは困難です。</li> <li>・しかしながら、市町村のご意向を十分に配慮し、連携して小規模企業をはじめとする中小企業の施策に取り組んでまいりたいと考えております。</li> </ul>
12	第4条	<p>基本理念と同様で、後継者不足に悩まない企業づくりを提案指導すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業において後継者の育成及び確保は喫緊の課題となっており、条例案中、第13条第7号において「後継者をはじめとする事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること」と施策の基本方針のひとつに掲げております。</li> </ul>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
13	第5条	<p>小規模企業振興基本法の第7条では、地方公共団体の責務が謳っており、本条例では岐阜県の責務は謳っているが、市町村の責務は謳っていない。小規模企業振興基本法、本条例の趣旨に鑑み、本条例においても市町村の責務を謳うべきと考えます。</p> <p>また、市町村においても県と同じく「中小企業者」、「中小企業団体」、「大企業者」、「金融機関」、「大学等」と連携して取り組むよう明記したほうが実効性があがるのではないかと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が条例によって、地方公共団体として対等の関係である市町村に対し、一定の行政目的を実現するため具体的かつ個別的に関わる行為について規定することは、市町村の自主性・自律性を阻害する恐れがあります。その趣旨から、市町村の責務について記すことは困難です。</li> <li>・しかしながら、市町村のご意向を十分に配慮し、連携して小規模企業をはじめとする中小企業の施策に取り組んでまいりたいと考えております。</li> </ul>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
14	第8条	<p>条例(案)では、岐阜県が市町村、中小企業団体等と連携し施策を策定・実施する「責務」を負う事となりますが、施策を推進する「中小企業団体」の役割は重要と思います。</p> <p>その中小企業団体と「大企業者」は連携して中小企業・小規模企業の振興を図って行かなければなりませんので、大企業者の役割の中に中小企業団体への加入を促す事を織り込んだほうが、条例の実効性が向上すると思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業団体への加入につきましては、大企業の自主的な判断に委ねられるべきであり、条例中において当団体への加入を促すことは困難です。</li> <li>・しかしながら、小規模企業をはじめとする中小企業の振興に取り組むうえで大企業は重要な存在であり、必要な協力を求めてまいりたいと考えております。</li> </ul>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
15	第9条	<p>条例の中で、金融機関の責任についても言及されていますが私たち生業層の資金需要は、多額のものではないことが多いのです。当面の資金として、20～30万円程度の資金がないために、受注の機会を失うという事例が多々あることも知っていただきたいと思います。そのため、融資制度につき、2～3日の簡易な審査で低額の融資が受けられるような制度の創設についても検討していただきたいと思っております。</p>	<p>・金融機関に対しては、条例案中、第9条において、中小企業への円滑な資金の調達、経営の支援その他の必要な協力を行うように記しております。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
16	第11条 第12条	<p>第11条、第12条は秀逸だと思います。ただ、学校教育法に定められている学校は、文部科学省の管轄にありますし、そこでの教育内容は、教育指導要領に縛られているはずで、つまり、岐阜県単独で学校教育の内容を変更することは大変難しいと想像してしまいます。本当の意味でこの11条、12条を実現しようとすれば、当然に国の教育指導要領の変更も迫られてくるはずですから、他県にも影響する可能性を持った条文とも読み取れます。どのように具体的施策に展開していくのか、現時点では判然としませんが、いずれにせよ大変興味深い記述だと思います。松山市の条例では、あくまで学校教育の問題への展開は、「関係する者の自由かつ自律的な意思に基づく」とされるなど、緩やかな規定で関係部局の抵抗をかわしているように読み取れますので、今後の展開に期待しています。</p>	<p>・県教育委員会及び関係部局に対しては、本条例案の策定に当たり、協議を進めてまいりました。今後とも実現に向けて取り組んでいただくよう働きかけてまいります。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
17	第13条	<p>所謂TPP協定の交渉の全容はほとんどが未公開、政府が死守するとまで言い切った重要5品目にいたっては国会決議に違反している交渉の内容が明らかになってきました。「積極的な海外展開など創造的な事業活動」は否定しませんが、TPPをめぐる評価が問題視されている現在、第13条3行目、「環太平洋パートナーシップ協定を契機とする」の部分は削除すべきです。</p>	<p>・本条例は、近年の経済政策によって景気が上向中、依然として厳しい状況にある小規模企業を含む中小企業の振興に関する施策を推進し、地域経済の健全な発展や県民生活の向上に寄与する目的で制定しようとするものです。よって、条例の中にて、喫緊の政策課題を明らかにし、その課題を反映した実効性のある施策の展開を図ろうとしております。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
18	第13条	<p>一昨年国において制定された「小規模企業振興基本法」においては、経済のグローバル化による価格競争の激化や成長分野に向けた新たな事業展開などが求められる中で、人的、物的資源に乏しくそれに対応しきれない多くの小規模事業者について、日本の企業の下支えだけでなく地域の雇用や地域の文化、生活を支える重要な役割を担っていることを再評価し、成長という柱に持続という柱を加え、これを2本の柱にして今後の政策を進めていくことを明確にした。県条例においてはこのことを踏まえ県として同様の姿勢で進めていくことを明らかにされることを希望します。その趣旨で、「小規模事業者の持続的発展」というキーワードを明記していただきたい。</p> <p>また、第2号でいう「…新商品及び新技術の研究及び開発の促進を図ること」については、限定された成長分野だけでなく、それ以外の分野にも必要なことであり、「成長分野への参入に向けた」という文言の見直しを求めます。</p>	<p>・条例案中、第13条の前提条件として、県の施策につきましては、第4条第1項において、県は「基本理念にのっとり、施策を策定し、及び実施する責務を有する」としており、その基本理念については、第3条第1号において、「小規模企業者については、持続的な発展を図るための取組が促進されること」と明記しております。</p> <p>・また、成長分野への参入以外という点については、第3号「新たな需要及び市場の開拓」として整理できるものと考えております。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
19	第14条	とりわけ小規模事業者が多いわが県の特徴から鑑み、重要な条文だと思います。この条例が制定されること、また、制定後にこの条例の趣旨に基づく振興策の施策が具体化されていくことが重要であり、制定に期待します。	・いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
20	第14条	小規模企業振興基本法が制定され、小規模事業者を支援する法律に鑑み、「積極的に支援」、「財政措置を講ずる」といった踏み込んだ小規模企業振興を明記いただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な支援については、まさしく本条項において、小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、とりわけその事情に配慮した施策を講ずるよう記しております。</li> <li>・また、財政措置については、条例案中、第15条において、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの」と明記しております。</li> </ul>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
21	第15条	<p>小規模企業振興基本法が制定され、小規模事業者を支援する法律に鑑みるといった趣旨により、小規模企業振興の実効性をあげるため「県が市町村における中小企業振興を行うための必要な財政措置を行うよう指導する」といった事を明記できないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が条例によって、地方公共団体として対等の関係である市町村に対し、一定の行政目的を実現するため具体的かつ個別的に関わる行為について規定することは、市町村の自主性・自律性を阻害する恐れがあります。その趣旨から、市町村における財政措置について記すことは困難です。</li> <li>・しかしながら、市町村のご意向を十分に配慮し、連携して小規模企業をはじめとする中小企業の施策に取り組んでまいりたいと考えております。</li> </ul>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
22	附則	附則の2つ目として、「見直し条項」を入れてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の運用状況や社会情勢の変化等に従って迅速に条例を見直していくことが必要であると考えており、適宜条例の見直しについて検討してまいります。</li> <li>・また、県では、産業政策の基本的な方針である「岐阜県成長・雇用戦略」について、毎年度、県経済界を中心とした皆様との意見交換会を開催しておりますが、同会の場等において、条例の見直しの必要性を含め、施策について広く意見を聴取し、必要に応じて県議会にその意見を伝えていただくことを期待しております。</li> </ul>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
23	全体	<p>「円卓(振興)会議」設置を明記していただきたい。おかげで条例、できちゃった条例にしないために、施策の連続性を担保する必要があります。地域活性化のため、お互いの立場を越えて一緒に考える場面をつくりたいです。その為に進捗状況をチェックする、振興会議(円卓会議)の設置が絶対に必要です。</p>	<p>・ご指摘のとおり、本条例案に掲げられている基本方針に沿った施策の展開や財政上の措置が行われているのかなどを確認する場の設置は必要だと考えております。</p> <p>・県では、産業政策の基本的な方針である「岐阜県成長・雇用戦略」について、毎年度、県経済界を中心とした皆様との意見交換会を開催しており、本条例案に掲げられている施策についても、同会の場において、進捗状況をお示ししたうえで、意見交換がなされます。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
24	全体	<p>岐阜県として、中小企業わけでも小規模企業の振興条例を制定することは、今日の経済情勢や、これまでの中小企業・小規模事業者の担ってきた社会的役割を認め新たな振興を図っていく点から、きわめて重要な意義があると思います。市町村から見ると、県が率先して条例を制定することで、県下の市町村での条例づくりや振興策の策定や充実にとって、先駆的な役割があると思います。</p>	<p>・いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
25	全体	<p>中小企業の経営改善には、第6条が指摘する通り、事業者自身の自助努力が欠かせないことは言うまでもありませんが、前文が指摘する通り「岐阜県の経済の健全な発展および県民生活の向上」させるためには「中小企業の成長に向けた意欲的な取組や小規模企業の持続的発展」を支援していくことは、必要不可欠なものと考えます。第4条以下で自治体、関係機関、県民をあげて取組みを進めることを確認し、岐阜県全体で郷土の産業に対する理解を深めようとする「条例」の姿勢は地域経済発展につながるものと考えます。</p> <p>この「条例」はおおむね私たちの思い描く中小企業・小規模企業を守り、発展させていく方向に沿っていると考えます。すでに、本県に先行して同様の条例を制定した自治体もありますが、それらのうち少なくない自治体で「条例はできたけれども、理念だけで何の実効性もない」という声があるように聞き及んでいます。振興条例に類するものは、制定することが目的ではなく、その理念を現実のものとするのが目的であるはずで、現に「条例」にも、「基本理念にのっとり」関係する全ての者が努力することも定められています。このことをふまえ、「条例」制定後の事業者支援の状況を明らかにするために、関係する機関等で構成する委員会等を設置し、事業者支援をより発展させていくための論議をつづけていくことが必要と考えます。あわせて、今後、委員会等が設置された場合は、私たちも当該委員会等に参加し、「条例」の理念を現実のものとするための努力を惜しまないことを申し述べます。</p>	<p>・ご指摘のとおり、本条例案に掲げられている基本方針に沿った施策の展開が行われているのかなどを確認する場の設置は必要だと考えております。県では、産業政策の基本的な方針である「岐阜県成長・雇用戦略」について、毎年度、県経済界を中心とした皆様との意見交換会を開催しておりますが、本条例案に掲げられている施策についても、同会の場ほか機会を通じて、広く関係者の意見を聴取し、適宜県議会にその意見を伝えていただくことを期待しております。</p> <p>・なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
26	全体	<p>総評として、海外展開などという言葉が使われていますが、現実的に県内の小規模企業、従業員が家族だけとか、一人二人の従業員の業者に当てはまるかどうか疑問である。それよりも、現在の業者を守るには、社会保険の滞納、税金の滞納(消費税、県税を含む。)、健康保険料の滞納、このような実態を把握し、解決することに耳を傾け、業者を元気にすることが優先ではないかと思えます。</p>	<p>・いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>

連番	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
27	その他	<p>年々客が減り、柳ヶ瀬の明かりがうすれてきている。岐阜といえば、柳ヶ瀬ブルースで有名な場所だったが、今は全く面影が無いのが現状であり、もっと観光客を呼び入れる方法は無いのか。柳バスの活用等、時間帯をもっと遅くまで運行出来ないか。柳ヶ瀬料飲業者が受けられる県の融資制度を作ってほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
28	その他	<p>今回の条例(案)が、私たちのように一人、もしくは家族のみで営業をしている事業者(以下:生業層)にも目を向けていることは大いに評価したいと思います。そのことをふまえた上でいくつかの意見を述べさせていただきます。</p> <p>私たち生業層は地域で商売を続けており、地域に密着して営業を続け、そのことを通じて地域に貢献してきたと自負しています。近年、地域コミュニティが崩壊しつつあることが言われていますが、その理由の一つとして私たち生業層が減少していることがあげられると思います。私たちが営業を続けることは、地域コミュニティを維持するためには欠かせない条件だと考えます。私たちが安心して営業を続けるためにも地域で仕事がまわるような仕組みを確立する方向で考えていただきたいと思います。</p> <p>先にも述べたように、私たちは地域に根差した営業を続けており、海外進出などで事業展開することは事実上不可能です。日本のモノづくりを支えてきたのは、高い技術を持った「下請け加工業者」であることはよく知られていることです。行き過ぎた海外進出は、国内のモノづくりを空洞化させることにつながりかねません。下請け業者に対して今まで以上の援助をしていく必要があると考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>